

# 離職によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ 住宅手当緊急特別措置事業が創設されました

## 住宅手当緊急特別措置事業とは

離職者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、6ヶ月を限度として住宅手当を支給することにより住宅および就労機会の確保に向けた支援制度で、本年10月に創設された緊急特別措置事業です。

【1ヶ月の限度額】単身世帯：2万8千円 複数世帯：3万6千円

## 住宅手当の支給対象者

支給申請時に以下の要件全てに該当する方が対象となります。

- ① 2年以内に離職した方
- ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③ 就労能力および常用就職の意志があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
- ④ 住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方（喪失するおそれのある方は⑤および⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）
- ⑤ 原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計を一とする同居親族の収入の合計月額が次の金額以下であること。  
単身世帯：8万4千円 複数世帯：17万2千円
- ⑥ 生計を一とする同居親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。  
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑦ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）、自治体が実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

制度のお問い合わせは、市生活福祉課（市役所1階⑪番窓口 ☎ 32・3931）まで。

## 地上デジタル放送受信用の簡易チューナーなどを 無償給付する支援制度の申込期間が終了します

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送を見ることができない世帯（具体的には、生活保護世帯等、市町村民税非課税の障がい者がいる世帯、社会福祉事業施設入所者で自らテレビを持ち込んでいる世帯等で、NHK受信料全額免除となっている世帯）に対して、簡易なチューナーの無償給付やケーブルテレビへの加入等に対する支援を行っています。

**申込期間：12月28日（消印有効）まで**

※支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。

※支援は現物給付ですので、ご自身で購入されたチューナー、アンテナ改修等の費用を清算することはできません。

### お問い合わせ先

○地上デジタル放送受信のための支援制度について

総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎ 0570-033840 (FAXは、044-966-8719)

○NHKとの受信契約、受信料免除について

NHK視聴者コールセンター ☎ 0570-000588 (FAXは、044-888-4340)